

◇「体育指導委員」関係法令

●スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）

（体育指導委員）

第十九条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体（※1）にあつては、その長）は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を持ち、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を持つ者の中から、体育指導委員を委嘱するものとする。

2 体育指導委員は、教育委員会規則（特定地方公共団体（※1）にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、当該市町村におけるスポーツの振興のため、住民に対し、スポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 体育指導委員は、非常勤とする。

（※1）「特定地方公共団体」…地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第1項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体〔上尾市は該当しない。〕

●上尾市体育指導委員に関する規則（昭和37年上尾市教育委員会規則第1号）

（目的）

第1条 この規則は、スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第19条第2項の規定に基づく体育指導委員の職務その他体育指導委員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（職務）

第2条 体育指導委員は、住民のスポーツの振興に関し、その分担する地域又は事項について、次の職務を行う。

- (1) 住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
- (2) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (3) 学校、公民館等の教育機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
- (4) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し、求めに応じ協力すること。
- (5) 住民一般に対し、スポーツについての理解を深めること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツの振興のための指導助言を行うこと。

2 前項の規定により体育指導委員が分担する地域又は事項は、教育長が定める。

（定数）

第3条 体育指導委員の定数は、50人とする。

（任期）

第4条 体育指導委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の体育指導委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 上尾市教育委員会は、前項の規定にかかわらず特別の事由があるときは、同項の期間中においても体育指導委員を解嘱することができる。

3 体育指導委員は、再任されることができる。

（服務）

第5条 体育指導委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

2 体育指導委員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例並びに上尾市教育委員会の定める規則及び訓令に従わなければならない。

3 体育指導委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

（研修）

第6条 体育指導委員は、常にその職を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

（委任）

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。